

# 令和6年第4回（9月）定例会

## 議案参考資料

### 【単行議案】

議第 67 号 教育委員会委員の任命について	1P
議第 68 号 人権擁護委員候補者の推薦について	2P
議第 69 号 財産区管理委員の選任について	3P
議第 70 号 宮津市過疎地域持続的発展計画の変更について	5P
議第 71 号 市町の境界変更について	9P
議第 72 号 境界変更に伴う財産処分の協議について	9P
議第 73 号 宮津市市税条例の一部改正について	10P
議第 74 号 宮津市国民健康保険条例の一部改正について	13P
議第 75 号 宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	15P
議第 76 号 宮津市営駐車場条例の一部改正について	22P



議案参考資料  
令和6年9月定例会

議第67号

教育委員会委員の選任について

区分

人事案件

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

教育委員会委員4人のうち1人の委員の任期（4年）が、9月30日で満了となるため、委員の任命について地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。

◆提案の概要

【選任予定者】

氏名	伊藤 正（いとう ただし）
生年月日	昭和33年6月20日
住所	宮津市字宮村1039番地の4
任期	令和6年10月1日～令和10年9月30日
その他	再任（現在1期目）

◆参考【非改選委員】

田崎 浩二 令和3年10月1日～令和7年9月30日 （2期目）

尾崎里花子 令和4年10月1日～令和8年9月30日 （2期目）

藤井 陽子 令和5年10月1日～令和9年9月30日 （2期目）

◆提案の根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）  
第4条（略）

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

【政策等の背景・提案までの経過】

教育委員会委員は4人

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）  
(組織)

第3条 教育委員会は、教育長及び4人の委員をもって組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは市が加入するものの教育委員会にあっては教育長及び5人以上の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの教育委員会にあっては教育長及び2人以上の委員をもって組織することができる。

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係

添付資料

学校教育課 学校教育係（45-1641）

議案参考資料  
令和6年9月定例会

議第68号

人権擁護委員候補者の推薦について

区分

人事案件

## 【提案の概要】

## ◆提案の趣旨・目的

法務大臣が委嘱する宮津市の人権擁護委員7名のうち1名の任期（3年）が、12月31日で満了となるため、候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるもの。

## ◆提案の概要【推薦予定者】

氏名	生年月日	住所	任期	その他
平田 栄徳	昭和43年4月12日	宮津市字喜多1555	令和7年1月1日～ 令和9年12月31日	新任

## ◆参考（在任中の委員）

氏名	任期
泉 和美	令和6年1月1日～令和8年12月31日
森島 順子	令和6年1月1日～令和8年12月31日
森垣 孝子	令和4年7月1日～令和7年 6月30日
木村 佳子	令和4年7月1日～令和7年 6月30日
本藤 ひとみ	令和5年1月1日～令和7年12月31日
矢谷 宣弘	令和4年7月1日～令和7年 6月30日

## ◆提案の根拠法令（人権擁護委員法）

## (委員の推薦及び委嘱)

第6条第3項 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

## 【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

テーマ別戦略

## 【政策等の背景・提案までの経過】

○人権擁護委員は、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）に基づき、法務大臣が委嘱し全国の市町村に配置される公職。国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、もし、これが侵犯された場合には、その救済のため、速やかに適切な処置を探るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをその使命とする。

## 【市民参加の状況】

## 【政策等の効果及び費用】

## 【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係

添付資料

市民環境課 人権啓発係 (22-4622)

議案参考資料  
令和6年9月定例会

議第69号

財産区管理委員の選任について

区分

人事案件

【提案の概要】

◆提案の要旨・目的

栗田財産区管理委員1名に欠員が生じたこと、また、由良、吉津、世屋、養老及び日ヶ谷財産区管理委員において定数32名のうち30名について、管理委員の任期(4年)が令和6年9月30日で満了となることから、委員の選任について、財産区管理条例第3条第1項の規定により議会の同意を求めるもの。

◆提案の概要

○選任予定者の人数 (参考: 定数)

由良財産区管理会	: 7名	(7名)
栗田財産区管理会	: 1名	(7名)
吉津財産区管理会	: 5名	(7名)
世屋財産区管理会	: 5名	(5名)
養老財産区管理会	: 7名	(7名)
日ヶ谷財産区管理会	: 6名	(6名)
合計	:	31名

○任期

由良、吉津、世屋、養老、日ヶ谷財産区

令和6年10月1日～令和10年9月30日：4年間

栗田財産区 令和9年7月2日まで（前任者の残任期間）

○選任予定者

添付資料参照

◆提案の根拠法令

財産区管理条例第3条第1項

第3条 委員は、当該財産区の区域内に引き続き3月以上住所を有する者で、宮津市の議員の被選挙権を有するもの（以下「被選挙権を有する者」という。）の中から、当該財産区においてあらかじめ選定した者を市長が議会の同意を得て選任する。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

—

テーマ別戦略

—

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

【政策等の背景・提案までの経過】

※財産区について

7財産区（上宮津、由良、栗田、吉津、世屋、養老、日ヶ谷）  
各財産区の委員定数は協議により次のとおりで、任期は4年間  
上宮津、由良、栗田、吉津、養老 各7名  
世屋 5名、日ヶ谷 6名

◇財産区管理条例第2条第2項及び第3項 令和2年6月改正

- 1 第2条 前条の各財産区に、財産区管理会（以下「管理会」という。）を置く。
- 2 管理会は、財産区管理委員（以下「委員」という。）7人以内をもって組織する。
- 3 委員の定数は、市長が各財産区と協議して定めるものとする。

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係

添付資料

農林水産課 産業基盤係（45-1627）

・選任予定者一覧

## 財産区管理会委員 選任予定者一覧

### ■由良財産区

氏名	生年月日	住所	任期	再任・新任の別
瀬野 正夫	昭和26年8月10日	由良830	令和6年10月1日 ～ 令和10年9月30日	新任
新宮 淩輔	昭和28年11月16日	由良840		新任
藤本 守	昭和39年5月7日	由良1073-1		新任
由利 昭弘	昭和34年2月4日	由良2135		新任
竹内 義行	昭和32年9月27日	由良3385		新任
野村 肇	昭和50年9月19日	石浦284		新任
山下 重憲	昭和23年3月20日	石浦399		再任

### ■栗田財産区

氏名	生年月日	住所	任期	再任・新任の別
北地 秀樹	昭和26年7月22日	島陰252	令和9年7月2日まで (前任者の残任期間)	新任 (過去経験者)

### ■吉津財産区

氏名	生年月日	住所	任期	再任・新任の別
平松 熊	昭和29年2月8日	須津805	令和6年10月1日 ～ 令和10年9月30日	再任
河嶋 昭次	昭和31年1月2日	須津1113		再任
糸井 久和	昭和29年8月1日	須津1533		再任
山崎 勉	昭和29年9月2日	文珠338		再任
古田 正之	昭和40年1月28日	文珠388		再任

### ■世屋財産区

氏名	生年月日	住所	任期	再任・新任の別
井隼 紀代男	昭和16年3月28日	畠672	令和6年10月1日 ～ 令和10年9月30日	再任
坂野 康雄	昭和26年7月7日	下世屋1403		再任
溝口 兵一郎	昭和19年2月14日	松尾1329-1		再任
宇都宮 直	昭和18年11月2日	木子29		再任
井之本 泰	昭和26年12月13日	上世屋574-1		新任

### ■養老財産区

氏名	生年月日	住所	任期	再任・新任の別
中村 梢	昭和33年3月21日	田原783	令和6年10月1日 ～ 令和10年9月30日	新任
井上 康博	昭和29年12月2日	大島252-5		新任
閑 秀樹	昭和32年8月30日	岩ヶ鼻45-1		新任
松本 茂樹	昭和37年3月1日	外垣198		新任
北仲 正憲	昭和43年2月6日	長江444-1		新任
大門 律雄	昭和42年9月22日	里波見552		再任
小川 辰夫	昭和31年5月28日	中波見77-1		再任

### ■日ヶ谷財産区

氏名	生年月日	住所	任期	再任・新任の別
石田 弘司	昭和19年10月31日	日ヶ谷626	令和6年10月1日 ～ 令和10年9月30日	再任
久保 浩	昭和35年4月24日	日ヶ谷1973		再任
土井 章寛	昭和57年6月7日	日ヶ谷2121		新任
久保 福徳	昭和29年11月27日	日ヶ谷2212-1		新任 (過去経験者)
岡野 均	昭和33年11月9日	日ヶ谷4633		再任
谷口 両一	昭和34年8月6日	日ヶ谷6426		再任

議案参考資料  
令和6年9月定例会

議第70号	宮津市過疎地域持続的発展計画の変更について	区分	計画
-------	-----------------------	----	----

【提案の概要】		【政策等の背景・提案までの経過】	
<p>◆提案の趣旨・目的 過疎地域持続的発展支援交付金及び過疎債を活用するために、対象となる事業を宮津市過疎地域持続的発展計画に追加するもの。</p> <p>◆提案の概要 計画期間中に過疎対策事業債等の活用が想定される事業を追加するもの。</p>		H22.4 過疎地域自立促進特別措置法改正に基づき、過疎地域に指定 H22.9 宮津市過疎地域自立促進計画策定(H22～H27) H28.3 宮津市過疎地域自立促進計画策定(H28～R2) R3.4 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行 R3.10 宮津市過疎地域持続的発展計画策定(R3～R7) R4.9 宮津市過疎地域持続的発展計画の一部改訂(軽微な変更) R5.10 宮津市過疎地域持続的発展計画の一部改訂(軽微な変更) R6.8 宮津市過疎地域持続的発展計画の一部改訂に係る京都府知事への協議・同意(法定)	
【市民参加の状況】			
<p>◆提案の根拠法令 ・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項 及び第10項</p>		<p>本計画に基づき、各事業等を実施することで、地域の持続的発展を図る。</p>	
【他の自治体の類似する政策との比較】			
<p>【第7次宮津市総合計画との整合】</p>		○宮津市以外の府北部過疎地域市町 ・福知山市(旧三和町、旧夜久野町、旧大江町)　・綾部市 ・京丹後市　・伊根町　・与謝野町	
重点プロジェクト	—		
テーマ別戦略	—		
※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載		担当課・係	添付資料
		企画課 企画政策係 (45-1664)	

## 宮津市過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

区 分	変 更 後					変 更 前(頁、行)																																																																																								
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「京宮津オリーブ」の地域団体商標登録を始め、栽培・加工技術及び品質の向上や販路拡大によるブランドづくりを推進する。</li> </ul> <p style="text-align: center;">(4) 計画</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">持続的 発展施 策区分</th><th style="text-align: center;">事業名 (施設名)</th><th style="text-align: center;">事業 内容</th><th style="text-align: center;">事業 主体</th><th style="text-align: center;">備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="vertical-align: top; text-align: center;">3 産業の振興</td><td style="text-align: center;">(1)基盤整備 林業</td><td style="text-align: center;">林道整備事業</td><td style="text-align: center;">宮津市</td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2)漁港施設</td><td style="text-align: center;">海岸保全施設 整備事業</td><td style="text-align: center;">宮津市</td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">(3)経営近代化施設 農業</td><td style="text-align: center;">有害鳥獣処分 施設整備事業</td><td style="text-align: center;">宮津市</td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">(7)商業 その他</td><td style="text-align: center;">中心市街地活 性化事業</td><td style="text-align: center;">宮津市</td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">(9)観光又はレクリ エーション</td><td style="text-align: center;">観光施設整備 事業</td><td style="text-align: center;">宮津市</td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">(10)過疎地域持続 的発展特別事業 商工業・6次產 業化</td><td style="text-align: center;">地域にぎわい 創出事業  商工業・6次產 業化支援事業</td><td style="text-align: center;">宮津市</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業 内容	事業 主体	備考	3 産業の振興	(1)基盤整備 林業	林道整備事業	宮津市		(2)漁港施設	海岸保全施設 整備事業	宮津市		(3)経営近代化施設 農業	有害鳥獣処分 施設整備事業	宮津市		(7)商業 その他	中心市街地活 性化事業	宮津市		(9)観光又はレクリ エーション	観光施設整備 事業	宮津市		(10)過疎地域持続 的発展特別事業 商工業・6次產 業化	地域にぎわい 創出事業  商工業・6次產 業化支援事業	宮津市																		<p style="text-align: center;">20頁、11行目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「京都宮津オリーブ」の地域団体商標登録を始め、栽培・加工技術及び品質の向上や販路拡大によるブランドづくりを推進する。</li> </ul> <p style="text-align: center;">22頁 12行目</p> <p style="text-align: center;">(4) 計画</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">持続的 発展施 策区分</th><th style="text-align: center;">事業名 (施設名)</th><th style="text-align: center;">事業 内容</th><th style="text-align: center;">事業 主体</th><th style="text-align: center;">備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="vertical-align: top; text-align: center;">2 産業 の振興</td><td style="text-align: center;">(1)基盤整備 林業</td><td style="text-align: center;">林道整備事業</td><td style="text-align: center;">宮津市</td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2)漁港施設</td><td style="text-align: center;">海岸保全施設 整備事業</td><td style="text-align: center;">宮津市</td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">(3)経営近代化施設 農業</td><td style="text-align: center;">有害鳥獣処分 施設整備事業</td><td style="text-align: center;">宮津市</td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">(7)商業 その他</td><td style="text-align: center;">中心市街地活 性化事業</td><td style="text-align: center;">宮津市</td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">(9)観光又はレクリ エーション</td><td style="text-align: center;">観光施設整備 事業</td><td style="text-align: center;">宮津市</td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">(10)過疎地域持続 的発展特別事業 商工業・6次產 業化</td><td style="text-align: center;">地域にぎわい 創出事業  商工業・6次產 業化支援事業</td><td style="text-align: center;">宮津市</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業 内容	事業 主体	備考	2 産業 の振興	(1)基盤整備 林業	林道整備事業	宮津市		(2)漁港施設	海岸保全施設 整備事業	宮津市		(3)経営近代化施設 農業	有害鳥獣処分 施設整備事業	宮津市		(7)商業 その他	中心市街地活 性化事業	宮津市		(9)観光又はレクリ エーション	観光施設整備 事業	宮津市		(10)過疎地域持続 的発展特別事業 商工業・6次產 業化	地域にぎわい 創出事業  商工業・6次產 業化支援事業	宮津市																	
持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業 内容	事業 主体	備考																																																																																										
3 産業の振興	(1)基盤整備 林業	林道整備事業	宮津市																																																																																											
	(2)漁港施設	海岸保全施設 整備事業	宮津市																																																																																											
	(3)経営近代化施設 農業	有害鳥獣処分 施設整備事業	宮津市																																																																																											
	(7)商業 その他	中心市街地活 性化事業	宮津市																																																																																											
	(9)観光又はレクリ エーション	観光施設整備 事業	宮津市																																																																																											
	(10)過疎地域持続 的発展特別事業 商工業・6次產 業化	地域にぎわい 創出事業  商工業・6次產 業化支援事業	宮津市																																																																																											
持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業 内容	事業 主体	備考																																																																																										
2 産業 の振興	(1)基盤整備 林業	林道整備事業	宮津市																																																																																											
	(2)漁港施設	海岸保全施設 整備事業	宮津市																																																																																											
	(3)経営近代化施設 農業	有害鳥獣処分 施設整備事業	宮津市																																																																																											
	(7)商業 その他	中心市街地活 性化事業	宮津市																																																																																											
	(9)観光又はレクリ エーション	観光施設整備 事業	宮津市																																																																																											
	(10)過疎地域持続 的発展特別事業 商工業・6次產 業化	地域にぎわい 創出事業  商工業・6次產 業化支援事業	宮津市																																																																																											

8 医療の確保	(4) 計画					38頁 (記載なし)				
	持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業 内容	事業 主体	備考					
<u>7 医療 の確保</u>		(1)診療施設 <u>その他</u>	医療MaaS整備 事業	宮津市						
		(3)過疎地域持続 的発展特別事業 <u>その他</u>	医療MaaS推進 事業	宮津市						
事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地 域持続的発展特別事業 分（再掲）	(5) 公共施設等総合管理計画等との整合 「宮津市公共施設等総合管理計画」の考え方との整合性を図りな がら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。									
	持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業 内容	事業 主体	備考	49頁 2行目				
事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地 域持続的発展特別事業 分（再掲）	2 産業 の振興	(10)過疎地域 持続的発展 特別事業 商工業・6 次産業化	商工業・ 6次産業 化支援事 業	宮津市	創業支援や6次 産業化を支援す ることにより、今 後の産業振興を 図る。	持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業 内容	事業 主体	備考
	4 交通 施設の 整備、交 通手段 の確保	(9)過疎地域 持続的発展 特別事業 公共交通	公共交通 維持対策 事業	宮津市	地域の公共交通 の運営等を支援 することにより、 将来に渡って地 域交通網の維持 を図る。	2 産業 の振興	(10)過疎地域 持続的発展 特別事業 商工業・6 次産業化	商工業・ 6次産業 化支援事 業	宮津市	創業支援や6次 産業化を支援す ることにより、今 後の産業振興を 図る。
	4 交通 施設の 整備、交 通手段 の確保	(9)過疎地域 持続的発展 特別事業 公共交通	公共交通 維持対策 事業	宮津市	地域の公共交通 の運営等を支援 することにより、 将来に渡って地 域交通網の維持 を図る。	4 交通 施設の 整備、交 通手段 の確保	(9)過疎地域 持続的発展 特別事業 公共交通	公共交通 維持対策 事業	宮津市	地域の公共交通 の運営等を支援 することにより、 将来に渡って地 域交通網の維持 を図る。

	5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 防災・防犯	防犯カメラ設置事業	宮津市	防犯カメラの設置により、住民や観光客の安心安全につなげ、地域の持続的発展を図る。	5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 防災・防犯	防犯カメラ設置事業	宮津市	防犯カメラの設置により、住民や観光客の安心安全につなげ、地域の持続的発展を図る。
	7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	医療MaaS推進事業	宮津市	オンライン診療等の医療MaaS事業により、過疎地域での医療体制の維持を図る					

議案参考資料  
令和6年9月定例会

議第71号、 議第72号	「市町の境界変更について」及び「境界変更に伴う財産処分の協議について	区分	その他
-----------------	------------------------------------	----	-----

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

宮津市と伊根町の境界変更及びこれに伴う財産処分について、伊根町と共同で京都府知事に申請するため、地方自治法第7条第6項の規定により議会の議決を求めるもの。

◆提案の概要

(1) 市町の境界変更について

旧宮津高等学校伊根分校跡地地内等に存在する宮津市地番の土地55筆(7,301.13m<sup>2</sup>)を伊根町地番に変更するもの。

(2) 境界変更に伴う財産処分の協議について

宮津市と伊根町が共同所有している旧宮津高等学校伊根分校の校舎施設を伊根町に無償譲渡するもの。



<参考・今後の予定>

令和6年12月 京都府議会での議決

令和7年2月 京都府知事から総務大臣へ届け出

令和7年4月 境界変更及び財産処分の効力発生

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト	—
----------	---

テーマ別戦略	—
--------	---

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

【政策等の背景・提案までの経過】

宮津高等学校伊根分校の沿革等

S23.9設置

- 施設：伊根村、朝妻村、本庄村、筒川村、養老村、日ヶ谷村
- 用地：伊根町所有（現在の伊根小学校内）

S33.6 定時制高等学校伊根分校組合（伊根町及び宮津市）を設立

S37.2 火災により校舎が全焼

S38.12校舎再建及び移転

- 施設：定時制高等学校伊根分校組合
- 用地：伊根町及び京都府所有（現在の用地）

R5.3廃校

- 施設：組合解散により伊根町及び宮津市の共同所有
- 用地：伊根町所有（R5.8京都府所有分を伊根町に所有権移転）

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係

添付資料

総務課 情報推進係 (45-1602)

議第71号、議第72号

議案参考資料  
令和6年9月定例会

議第73号	宮津市市税条例の一部改正について	区分	条例の改正
【提案の概要】		【政策等の背景・提案までの経過】	
<p>◆提案の趣旨・目的 私立学校法の一部を改正する法律(令和5年法律第21号)の公布に伴い、所要の改正を行うもの。</p> <p>◆提案の概要 《固定資産税》 非課税の対象となる私立専修学校等の固定資産について ・条例に引用している私立学校法の改正に伴う所要の改正</p> <p>◆施行日 令和7年4月1日 ※私立学校法の一部改正の施行日</p>			・令和5年5月8日公布 私立学校法の一部を改正する法律 (令和5年法律第21号)
【市民参加の状況】			
【政策等の効果及び費用】			
【他の自治体の類似する政策との比較】			
【第7次宮津市総合計画との整合】		担当課・係	
重点プロジェクト	—	税務・国保課	添付資料
テーマ別戦略	—	税務係 (45-1612)	・新旧対照表
※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載			

宮津市市税条例（昭和30年条例第33号）新旧対照表

現行	改正後（案）
第58条の2 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号） <u>第64条第4項</u> の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教	第58条の2 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号） <u>第152条第5項</u> の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教

法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案参考資料  
令和6年9月定例会

議第74号	宮津市国民健康保険条例の一部改正について	区分	条例の改正
-------	----------------------	----	-------

【提案の概要】		【政策等の背景・提案までの経過】	
<p>◆提案の趣旨・目的 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の公布に伴い所要の改正を行うもの。</p> <p>◆提案の概要 令和6年12月2日以後、現行の被保険者証の発行を廃止することに伴い、同証の返還に係る罰則規定の削除及び引用条項ずれに伴う改正を行う。</p> <p>◆施行日 令和6年12月2日 ※国民健康保険法の一部改正の施行日</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年6月9日 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）公布 ※国民健康保険法の一部改正を含む法律</li> </ul>	
【第7次宮津市総合計画との整合】		【市民参加の状況】	
重点プロジェクト	—	【政策等の効果及び費用】	
テーマ別戦略	—	【他の自治体の類似する政策との比較】	
※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載		府内各自治体においても同様の改正が行われる予定	
		担当課・係	添付資料
		税務・国保課 国保年金係 (45-1616)	・新旧対照表

議第74号

宮津市国民健康保険条例（昭和34年条例第7号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(罰則)</p> <p>第14条 世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第9項</u>の規定による届出をせず、<u>若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項</u>の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、100,000円以下の過料に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第14条 世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第5項</u>の規定による届出をせず、又は<u>虚偽の届出をした場合</u>においては、100,000円以下の過料に処する。</p>

議案参考資料  
令和6年9月定例会

議第75号	宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	区分	条例の改正
-------	--------------------------------------	----	-------

【提案の概要】		【政策等の背景・提案までの経過】	
<p>◆提案の趣旨・目的 子育て支援医療費助成制度において、マイナンバーカードを子育て支援医療費受給者証として利用するための所要の改正を行うもの。</p> <p>◆提案の概要 [個人番号の独自利用事務の追加] マイナンバーカードを子育て支援医療費受給者証として利用するため、PMH (Public Medical Hub) へ接続し、医療機関等と関係情報の連携を行うことから、市の条例において当該事務を個人番号の独自利用事務として定めるもの。</p> <p>◆施行日 公布の日</p> <p>◆提案の根拠法令 行政手続における特定の個人情報を識別するための法律第9条第2項 ※Public Medical Hub (PMH) は、デジタル庁が開発した情報連携基盤、自治体や医療機関等のデータを連携するシステム</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年6月9日公布 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)</li> </ul>	
【市民参加の状況】		【政策等の効果及び費用】	
子育て支援医療費受給者数 (R6.6月末) 府制度：1,239名 市単独分：288名		<ul style="list-style-type: none"> <li>受給者における紙の受給者証の持参の手間軽減</li> <li>医療機関における最新の正しい資格情報取得</li> </ul>	
【他の自治体の類似する政策との比較】			
【第7次宮津市総合計画との整合】			
重点プロジェクト	—		
テーマ別戦略	—		
※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載		担当課・係	添付資料
		総務課情報推進係 (45-1602) 子ども未来課子育て応援係 (45-1621)	・新旧対照表

宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第36号）新旧対照表

現行		改正後（案）	
第1条～第5条 （略） 別表第1（第3条関係）		第1条～第5条 （略） 別表第1（第3条関係）	
執行機関	事務	執行機関	事務
1 市長	障害福祉サービス等利用支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	1 市長	障害福祉サービス等利用支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	身体障害児等の補装具費用一部負担金の補助に関する事務であって規則で定めるもの	2 市長	身体障害児等の補装具費用一部負担金の補助に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	療育手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの	3 市長	療育手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	ひとり親家庭の福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	4 市長	ひとり親家庭の福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	重度心身障害者の福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	5 市長	重度心身障害者の福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	重度心身障害老人健康管理費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	6 市長	重度心身障害老人健康管理費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	老人医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	7 市長	老人医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
		8 市長	子育て支援医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第3条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	地方税法（昭和25年法律第26号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）又は生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの

別表第2（第3条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	地方税法（昭和25年法律第26号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）又は生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの

3 市長	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの	3 市長	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの	4 市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児	5 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児

		「童扶養手当関係情報」という。)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する情報(以下「特別児童扶養手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの		「童扶養手当関係情報」という。)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する情報(以下「特別児童扶養手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの
6 市長	障害福祉サービス等利用支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの	6 市長	障害福祉サービス等利用支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	身体障害児等の補装具費用	地方税関係情報であって規則で定めるもの	7 市長	身体障害児等の補装具費用 地方税関係情報であって規則で定めるもの

	一部負担金の補助に関する事務であって規則で定めるもの	則で定めるもの		一部負担金の補助に関する事務であって規則で定めるもの	則で定めるもの	
8 市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの	8 市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの	
9 市長	公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの	9 市長	公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの	
10 市長	ひとり親家庭の福祉医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報であつて規則で定めるもの	10 市長	ひとり親家庭の福祉医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報であつて規則で定めるもの	
11 市長	重度心身障害者の福祉医療	地方税関係情報、生活保護	11 市長	重度心身障害者の福祉医療	地方税関係情報、生活保護	

	費の支給に関する事務であ って規則で定めるもの	関係情報又は障害者関係情 報であって規則で定めるも の		費の支給に関する事務であ って規則で定めるもの	関係情報又は障害者関係情 報であって規則で定めるも の
12 市長	重度心身障害老人健康管理 費の支給に関する事務であ って規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護 関係情報又は障害者関係情 報であって規則で定めるも の	12 市長	重度心身障害老人健康管理 費の支給に関する事務であ って規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護 関係情報又は障害者関係情 報であって規則で定めるも の
13 市長	老人医療費の支給に関する 事務であって規則で定める もの	地方税関係情報、生活保護 関係情報又は介護保険給付 等関係情報であって規則で 定めるもの	13 市長	老人医療費の支給に関する 事務であって規則で定める もの	地方税関係情報、生活保護 関係情報又は介護保険給付 等関係情報であって規則で 定めるもの
			14 市長	子育て支援医療費の助成に 関する事務であって規則で 定めるもの	生活保護関係情報、児童扶 養手当関係情報又は母子保 健法による養育医療の給付 若しくは養育医療に要する 費用の支給に関する情報で あって規則で定めるもの

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案参考資料  
令和6年9月定例会

議第76号

宮津市営駐車場条例の一部改正について

区分

条例の改正

## 【提案の概要】

## ◆提案の趣旨・目的

市営駐車場の管理・運営に係る事務の効率化及び利用者の満足度向上を図るため、指定管理者制度の活用を可能とするもの。

## ◆提案の概要

- ・「駐車料金」の規定に還付の項目を追加（第5条）
- ・「指定管理者による管理」の追加（第11条）
- ・「指定管理者が行う業務の範囲」の追加（第12条）
  - (1) 駐車場の利用に関する業務
  - (2) 駐車場の維持管理に関する業務
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
- ・「利用料金」の追加（第13条）

区分	利用料金		
	単位	下限額	上限額
天橋立駐車場	1時間までごとに	350円	3,000円
	午前0時までごとの限度額	700円	3,000円
宮津駅前駐車場	30分以内	—	無料
	30分を超える1時間までごとに	—	3,000円
	午前0時までごとの限度額	—	3,000円

## ◆施行日

公布の日

## 【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

—

テーマ別戦略

—

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

## 【政策等の背景・提案までの経過】

- ・平成12年：市営天橋立駐車場開設
- ・平成14年：市営宮津駅前駐車場開設
- ・平成23年：市営宮津駅前駐車場において全自動精算機を導入
- ・平成28年：宮津市公共施設等総合管理計画の策定
- ・令和2年：宮津市公共施設再編方針書の策定  
→「利便性と収益の向上に努める」との方針
- ・令和4年：市営宮津駅前駐車場の全自動精算機の老朽化に伴い、両施設において機械導入・更新及び運営のあり方について検討を開始

## 【市民参加の状況】

## 【政策等の効果及び費用】

- ・民間企業のノウハウ及び設備導入による利用者サービスの向上
- ・固定収入による収入の安定化
- ・管理事務の効率化とコスト削減
- ・機械設備の導入・更新に伴う大規模支出の削減

## 【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係

添付資料

商工観光課 観光係 (45-1625)

・新旧対照表

宮津市営駐車場条例（平成9年条例第23号）新旧対照表

現行	改正後（案）
第1条～第4条（略） (駐車料金)	第1条～第4条（略） (駐車料金)
第5条（略） (新設)	第5条（略） 2 既納の駐車料金は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
2 市長は、特別の理由があると認めるときは、駐車料金を減免することができる。	3 市長は、規則で定める基準により駐車料金を減免することができる。
第6条～第10条（略） (新設)	第6条～第10条（略） (指定管理者による管理) 第11条 市長は、駐車場の管理上必要があると認めるときは、その管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。 2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第6条、第7条及び第9条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、前条の規定中「市長」とあるのは「市長及び指定管理者」とする。 (指定管理者が行う業務の範囲) 第12条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 駐車場の供用に関する業務 (2) 駐車場の維持管理に関する業務 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
(新設)	

(新設)

(委任)

第11条 (略)

別表第1・別表第2 (略)

(新設)

(利用料金)

第13条 市長は、指定管理者に駐車場の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。この場合において、使用者は指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

- 2 利用料金の額は、別表第3に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
- 4 指定管理者は、規則で定める基準により利用料金を減免することができる。

(委任)

第14条 (略)

別表第1・別表第2 (略)

別表第3 (第13条関係)

区分	利用料金		
	単位	下限額	上限額
天橋立駐車場	1時間までごとに	350円	3,000円
	午前0時までごとの限度額	700円	3,000円
宮津駅前駐車場	30分以内	—	無料
	30分を超える1時間までごとに	—	3,000円
	午前0時までごとの限度額	—	3,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

